

【募集要項】令和8年度益田市奨学生募集

益田市では、向学心に燃えながら、経済的な事情等により就学が困難な学生及び生徒に対し、学資を貸与しています。奨学金の貸与を希望する方は、益田市奨学金貸付条例等により、選考の上、奨学生として採用されると、奨学金の貸与（無利子）を受けることができます。

より安心して進学できるよう、令和8年4月に進学した大学生、高等専門学校・専修学生の貸付金額の増額と奨学生を募集する回数を2回に増やす制度拡充をおこないました。

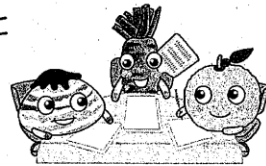
このたびの募集は、すでに在学している生徒・学生の方を対象におこないます。入学後に奨学金の必要性を感じた方や奨学金の手続きが間に合わなかった方もぜひご検討ください。

貸付金額

高等学校	16,000 円以内
高等専門学校・専修学校	24,000 円以内 (R7 まで: 20,000 円)
大 学	30,000 円以内 (R7 まで: 25,000 円)

対象者

1. 学校教育法に規定する高等学校等に在学の生徒・学生
2. 本人又は扶養義務者が益田市内に住所を有していること
3. 人物が優れ、学習意欲旺盛な人
4. 健康で就学に支障がないこと
5. 学資の支出が困難な人



貸付期間 正規の修業期間

募集期間 令和8年6月15日(月)～令和8年7月31日(金)

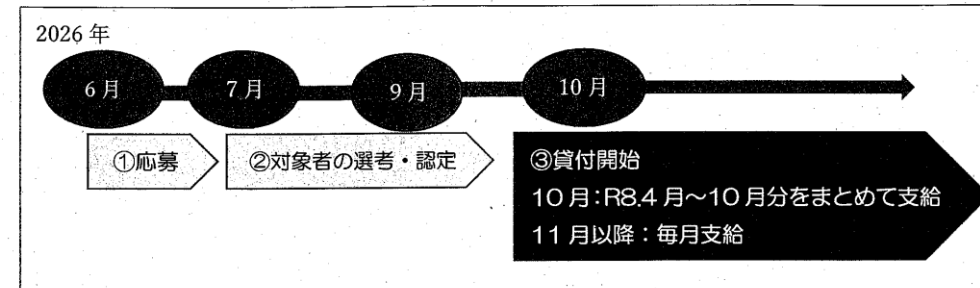
提出書類 以下の書類を1部提出【郵送可、当日消印有効】

1. 奨学金貸付申請書(様式第1号)	必ず申請者本人が記入してください。
2. 奨学生推薦調書(様式第2号)	第1学年は出身学校(中学・高校等)で作成。他の学年は在学学校で作成。奨学生推薦調書の取得ができないときは、成績証明書を提出してください。
3. 在学証明書	在学している学校が発行する証明書
4. 住民票	本人及び本人と生計を同じくする世帯の世帯員全員の住民票(続柄が分かるもの)
5. 令和7年中の収入を証明する書類	本人及び本人と生計を同じくする世帯の世帯員のうち収入がある人の所得・課税証明書
6. 奨学金借入期間及び学校名調査票	在学している学校名と借入期間、貸与月額について記入してください。

貸付までの流れ

益田市奨学金貸付審議会を開き、9月末頃に応募者全員に採否結果を郵送でお知らせします。

奨学金の交付については、初回は10月を予定しています。令和8年4月から10月分をまとめて交付し、11月以降は毎月支給します。



返還について

益田市奨学金の貸付終了後1年は据え置き、その翌年から6年以内(2校にわたり貸付けをした場合は、8年以内)に返還することとなります。

返還方法は口座振込または納付書払いとなります。

返還特例免除

益田市奨学金の貸付終了後1年以内の者を対象に、

①5年以上市内居住かつ市内で就労することを条件に、**貸付金額の全額**を免除。

②5年以上市内居住かつ通勤可能な市外で就労することを条件に、

貸付金額の1/2を免除。

※免除の詳細は卒業時に市ホームページまたは市教育総務課までご確認ください。

応募に関するお問い合わせ/お申し込み先

〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田駅前ビルEAGA1階

益田市 教育委員会 教育総務課

TEL 0856-31-0441

FAX 0856-24-1380

益田市公式ウェブサイトでもご案内しています。

<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikuiinkai/kyoik>

[usomuka/5/12222.html](https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikuiinkai/kyoik)



校内締め切り

7月17日(金)



教室掲示用

自分で必要・不必要の判断をせずに保護者と相談して決めること

応募に必要な書類は岩野(職員室)に取りに行く

詳しく知りたい人は
←益田市のHPか岩野(職員室)に相談を